

交通安全功労者・優良運転者（金賞）の推薦につきましては、
 選考基準（別添 1・2）に該当する方が推薦対象となります。

別添 1

選 考 基 準

	共通の選考基準	表彰種別の選考基準
交通安全功労者	○ 表彰を受けるにふさわしくない行為がないこと。	○ 交通安全のための発明、考案又は私財を投じて交通安全に尽力し、若しくは地域及び職域において交通安全活動を積極的に推進し、交通事故の防止に顕著な功績があった者であること。
優良運転者（金賞）		○ 過去 5 年間、自己の責任による人身交通事故その他罰金以上の刑に当たる犯罪行為がないこと。 ○ 過去 5 年間の違反点数が 3 点以内であること。
		○ 警察署長と単位交通安全協会会長の連名による銀賞を受賞し、かつ、受賞後 3 年以上経過している者であること。 ○ 京都府公安委員会の運転免許を受け、現に京都府内に住所を有すること。 ○ 自動車の運転業務に従事し、運転経験年数が 10 年以上であること。 ○ 過去 9 年間、自己の責任による人身交通事故その他罰金以上の刑に当たる犯罪行為がないこと。 ○ 過去 5 年間、無違反であること。

※ 各表彰別の選考基準を全て満たすこと。

推 薦 方 法

	共通事項	必要書類
交通安全功労者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 別記様式第1号により推薦してください。 ○ 年齢は、令和6年4月1日を基準日としてください。 ○ 令和6年1月1日を起算日とし、過去それぞれの期間以上を経過していることを確認してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 別記様式第2号の推薦書（令和6年1月4日以降に自動車安全運転センターが発行した運転記録証明書（5年）を添付）
優良運転者（金賞）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被表彰候補者の推薦から表彰までの間に、人身交通事故、交通違反等の発生があった場合は、担当まで連絡してください（受賞を取り消す場合があります。）。 ○ 自動車安全運転センターが発行した運転記録証明書及び無事故・無違反証明書については、本紙を担当まで送付してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 別記様式第3号の推薦書（令和6年1月4日以降に自動車安全運転センターが発行した無事故・無違反証明書（5年）を添付）